

島根県児童生徒性暴力等対策連絡協議会の設置について

学校企画課

1 設置の趣旨

「教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律」が令和4年4月1日に施行されたことを受け、これまで以上に、学校等における児童生徒性暴力等の根絶に向けた取組と、関係機関相互の連携を推進していくため、島根県児童生徒性暴力等対策連絡協議会を設置する。

2 検討事項

- (1) 学校等における児童生徒性暴力等の防止等の推進（県としての総合対策の検討など）
- (2) 関係機関相互の連携の推進
- (3) その他

3 組織

島根県教育庁教育監を会長とし、以下の組織で構成

- ・ 島根県教育委員会
学校企画課、教育指導課、特別支援教育課、保健体育課、人権同和教育課、松江教育事務所、教育センター
- ・ 島根県
総務部総務課、健康福祉部子ども・子育て支援課、警察本部生活安全部少年女性対策課
- ・ 島根県市町村教育委員会連合会
- ・ 関係団体
島根県公立高等学校長協会、島根県特別支援学校長会、島根県中学校長会、島根県小学校長会、島根県国公立幼稚園・こども園長会、島根県私立中学高等学校連盟

(その他、会長は必要に応じて、上記機関以外の者を協議会に出席させることができる。)

4 当面のスケジュール

[令和5年9月～10月を目途に、県としての総合対策をとりまとめるため、以下のとおり開催]

- ・ 令和5年3月13日 第1回協議会開催
- ・ 令和5年6月～7月 第2回協議会開催（予定）
- ・ 令和5年9月～10月 第3回協議会開催（予定）

【参考】教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律(令和3年法律第57号)(抄)

(児童生徒性暴力等対策連絡協議会)

第十六条 地方公共団体は、教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関係する機関及び団体の連携を図るため、学校、教育委員会、都道府県警察その他の関係者により構成される児童生徒性暴力等対策連絡協議会を置くことができる。